



## ■ユニフォーム広告掲示申請について

2025年度より以下のURLにアクセスし、必要事項入力とユニフォーム画像ファイルをアップロードして申請を行ってください。（従来の申請書は使用不可）

<https://forms.gle/paBh3j2YgLxGQxFZ6>



【申請に必要なもの】 「クラブ申請済みクラブ用」のユニフォーム広告申請をするチームは、先にクラブ申請をお済ませください。

①ユニフォームの写真またはデザイン図（申請に使う電子機器に保存しておいてください）

- ・ユニフォーム全体がわかるもの（広告掲載位置確認のため）
- ・文字情報も含めた広告デザインが鮮明にわかるもの

②広告の情報

- ・広告主の社名（正式名称）
- ・広告主の業種
- ・広告サイズ（たてcm×よこcm＝合計cm<sup>2</sup>）
- ・スポンサー料（入力は任意）





【広告を掲示できる場所・サイズ】 詳しくはJFA「[ユニフォーム規定](#)」でご確認ください。

1. 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
2. 広告として掲出できるものは企業名（団体名）又は商品名（サービス名等を含む）とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素（企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等）を併記することは許容される。
3. 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。
4. 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。

①	シャツ全面	選手番号の上部又は下部に300cm <sup>2</sup> 以下
②	シャツ全面鎖骨(右)	50cm <sup>2</sup> 以下
③	シャツ全面鎖骨(左)	50cm <sup>2</sup> 以下
④	シャツ背面	選手番号の上部又は下部に200cm <sup>2</sup> 以下
⑤	シャツ背面裾	選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm <sup>2</sup> 以下
⑥	シャツ左袖	50cm <sup>2</sup> 以下
⑦	ショーツ全面左	80cm <sup>2</sup> 以下
⑧	ショーツ背面	左右いずれかに80cm <sup>2</sup> 以下





## 【申請手順】

- ①<https://forms.gle/paBh3j2YgLxGQxFZ6> へアクセスし、広告掲示申請を行う。
- ②申請内容に誤りがないか県協会が確認した後、下記口座へ申請料を振り込む。

申請料：掲示箇所1ヶ所につき11,000円(税込)

四国銀行 本店営業部  
普通 1681009  
一般社団法人高知県サッカー協会 理事 松木泰則

※チーム名もしくはクラブ名でお振り込みください。  
※振込手数料は貴チームでご負担ください。

## 【承認スケジュールについて】

毎週金曜までに申請されたものを県協会が承認後、翌々週の木曜日にJFA承認となります。

期間に余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ

一般社団法人高知県サッカー協会事務局

電話088-875-3115





## 【Q&A】

質問	回答
チーム名とエンブレムを併記したい	○
シャツ背面にチーム名を入れたい	△ 広告として申請 ⇒承認を得れば、掲示可能
前面と背面で異色のシャツを着用したい	× 前面と背面の色彩は同じでなければならない
チームスローガンを掲示したい	× 掲示できません
チーム名を略称／別称で掲示したい	× 原則、登録名称のみ可
選手名をニックネームで掲示したい	× 原則、登録名称のみ可 ただし、リーグや大会内で内諾が取れている場合はこの限りではない
背番号の中に、メーカーロゴを入れたい	× シャツ背面は、メーカーロゴを入れてよい箇所ではない（チームエンブレムは可）
背番号0を使用したい	× 選手番号は、1～99の整数のみ使用可
正・副のショーツを兼用してよいか	× 正・副2組のユニフォームを用意する
正・副で異なるデザインの広告を掲示したい	○ 正・副それぞれで申請（及び申請料）が必要 ※同じデザインで正・副で色違いのみの場合は1申請で可
クラブ内の異なるチームで、同一の広告を掲示したい	○ 同一クラブ内の複数チームが、同一の広告を掲示する場合、1つの申請でよい。 ※先にクラブ申請をしてください。 同一クラブ内のチームであっても、広告が異なる場合は、チーム毎の申請とする